

輸入差止件数が3期ぶりに1,000件超 (上半期ベース)

(令和6年上半期の名古屋税関における知的財産侵害物品の差止状況)

名古屋税関は、令和6年上半期（1月から6月）の管内における偽ブランド品などの知的財産侵害物品の差止状況をまとめましたのでお知らせします。

全体：輸入差止件数が、令和3年上半期以来、上半期ベースで1,000件超

- 輸入差止件数は1,033件で、前年同期比33.8%の増加となりました。
- 輸入差止点数は54,386点で、前年同期比11.0%の減少となりました。

仕出国（地域）別：輸入差止件数、輸入差止点数ともに中国が最多

- 仕出国（地域）別の輸入差止件数では、中国が全体の52.7%（544件、前年同期比11.9%増）を占め最多となりました。
- また、仕出国（地域）別の輸入差止点数でも、中国が全体の88.1%（47,914点、前年同期比13.7%減）を占め最多となりました。

知的財産別：著作権侵害物品の輸入差止点数が上半期ベースで過去最高

- 知的財産別の輸入差止件数は、商標権侵害物品が引き続き最多ですが、輸入差止点数は著作権侵害物品が前年同期比で約3倍増加し、上半期ベースでは過去最多となりました。

品目別：「自動車付属品」の輸入差止件数、「玩具類」、「アウトドア用品」の輸入差止点数が増加

- 品目別の輸入差止件数では、自動車付属品が前年同期比約5.6倍と増加しました。
- 品目別の輸入差止点数では、玩具類が前年同期比約4.7倍、アウトドア用品が全増しました。

(注) 「輸入差止件数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品が含まれていた輸入申告又は郵便物の数です。
「輸入差止点数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品の数です。
例えば、1件の輸入申告又は郵便物に、20点の知的財産侵害物品が含まれていた場合は、「1件20点」として計上しています。

【問い合わせ先】

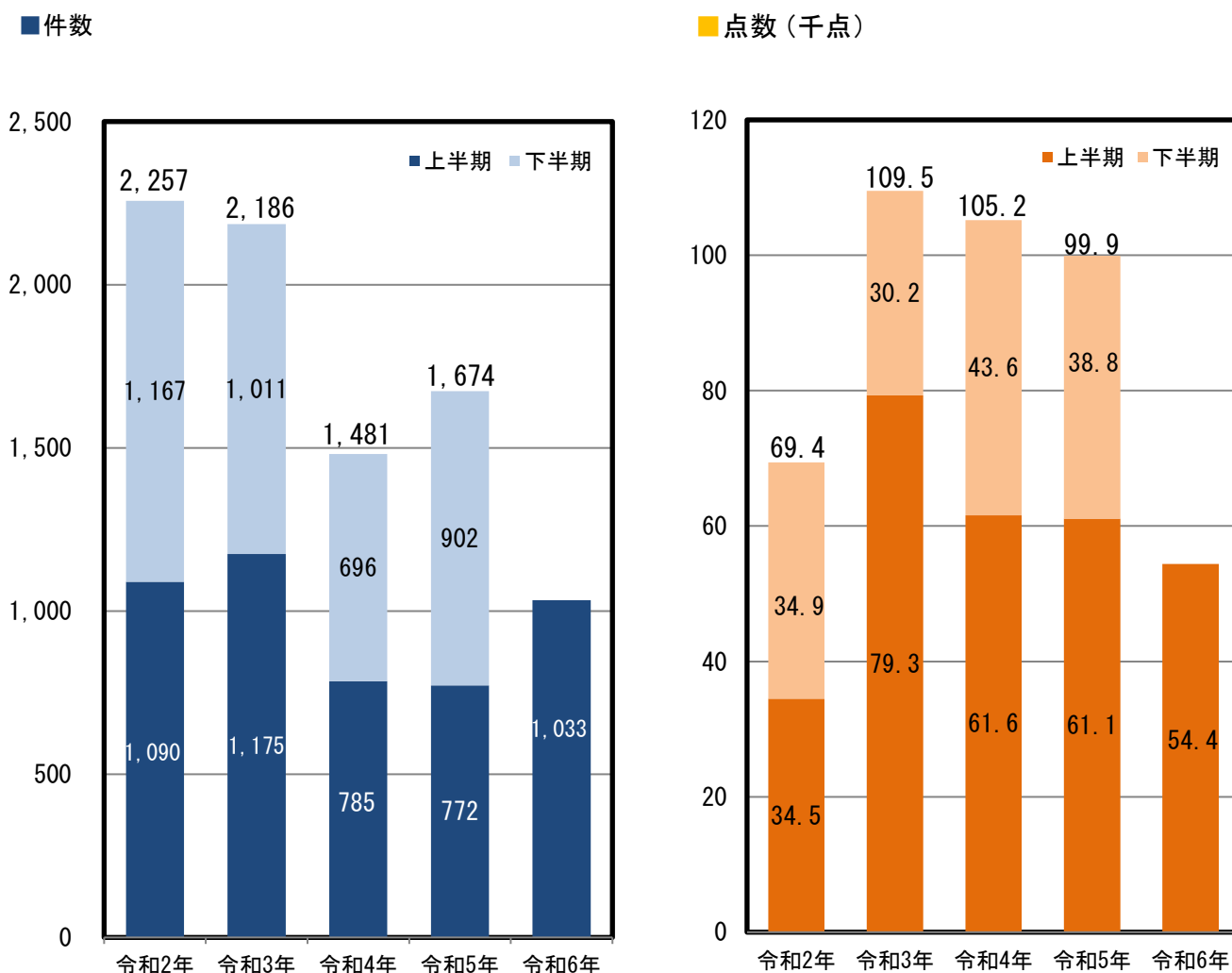
名古屋税関総務部税関広報広聴室
TEL：052-654-4008

令和6年上半期の名古屋税関における知的財産侵害物品の差止状況

- 輸入差止件数は、1,033件で、前年同期比33.8%の増加となりました。
- 輸入差止点数は、54,386点で、前年同期比11.0%の減少となりました。

(注)「輸入差止件数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品が含まれていた輸入申告又は郵便物の数です。
 「輸入差止点数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品の数です。
 例えば、1件の輸入申告又は郵便物に、20点の知的財産侵害物品が含まれていた場合は、「1件20点」として計上しています。

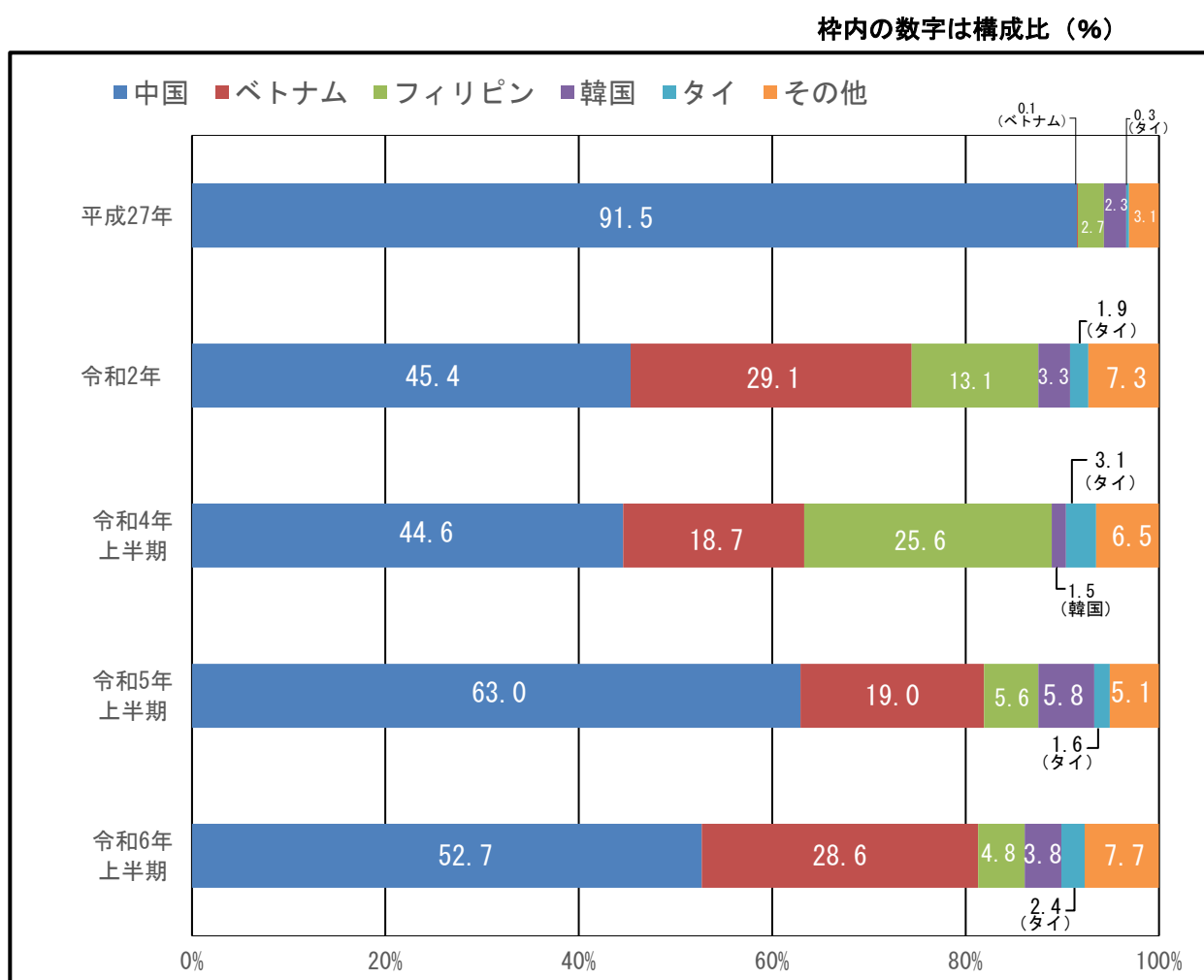
知的財産侵害物品の輸入差止実績の推移



○仕出国（地域）別輸入差止実績

- 輸入差止件数は、昨期同様、中国が首位となりました。
中国を仕出しとするものが544件（構成比52.7%、前年同期比11.9%増）と前年同期の実績（486件）と比べると増加しました。次いでベトナムが295件（同28.6%、同2倍）、フィリピンが50件（同4.8%、同16.3%増）でした。
- 輸入差止点数は、中国を仕出しとするものが47,914点（構成比88.1%、前年同期比13.7%減）と前年同期の実績（55,489点）から減少しました。次いでベトナムが2,753点（同5.1%、同37.2%増）、フィリピンが1,328点（同2.4%、同2倍）でした。

仕出国（地域）別輸入差止件数構成比の推移



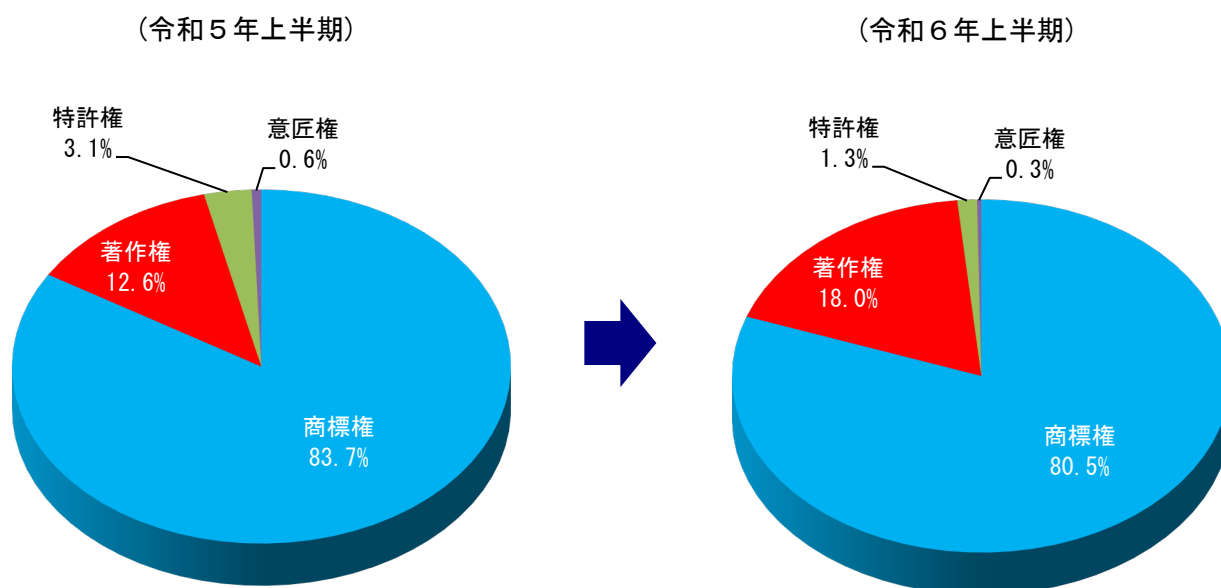
（注）構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

○知的財産別輸入差止実績

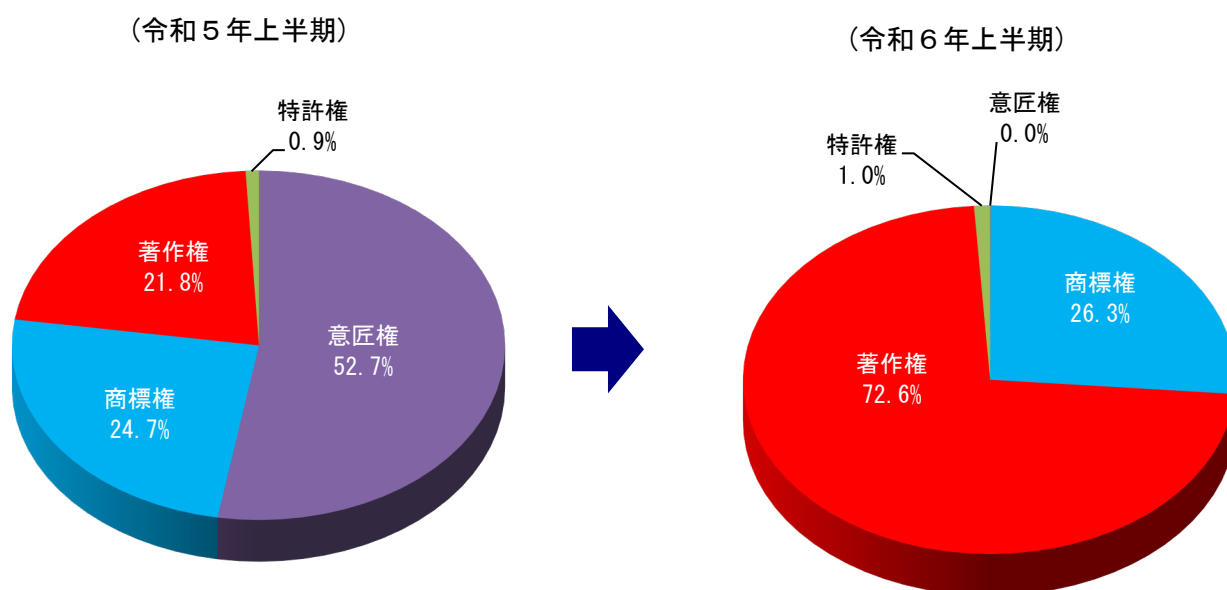
- 輸入差止件数は、偽ブランド品などの商標権侵害物品が 881 件（構成比 80.5%、前年同期比 30.1%増）で大半を占めています。
- 輸入差止点数は、著作権侵害物品が 39,510 点（構成比 72.6%、前年同期比約 3 倍）となりました。

知的財産の保護対象は、13 ページの記載を参照願います。

知的財産別輸入差止実績構成比の推移（件数）



知的財産別輸入差止実績構成比の推移（点数）

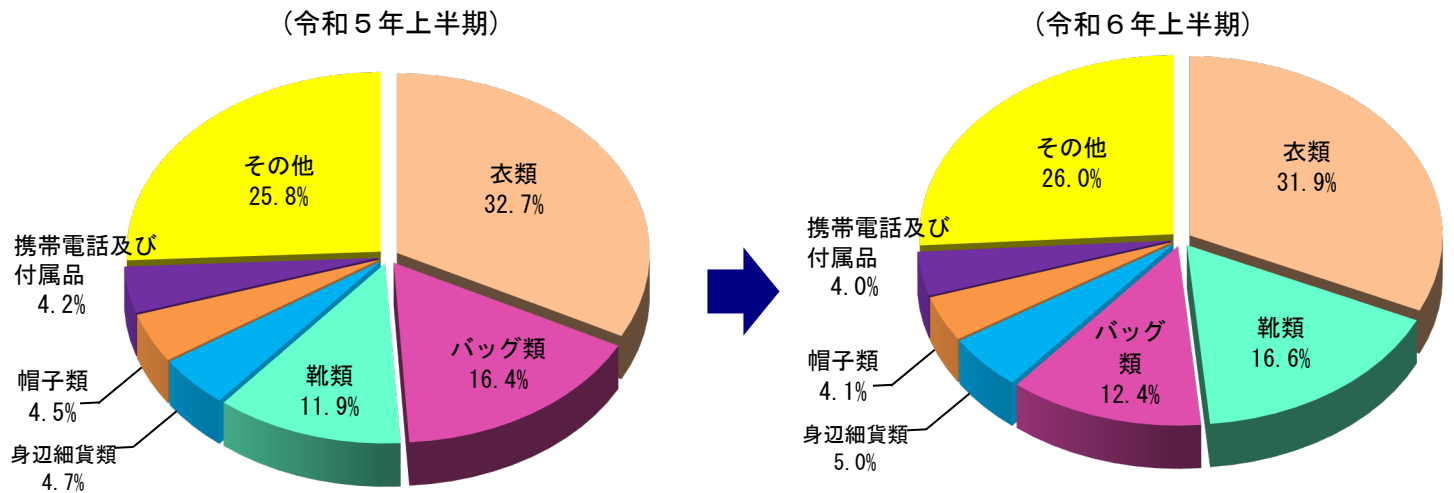


(注) 構成比の合計は、四捨五入の関係で 100%にならない場合があります。

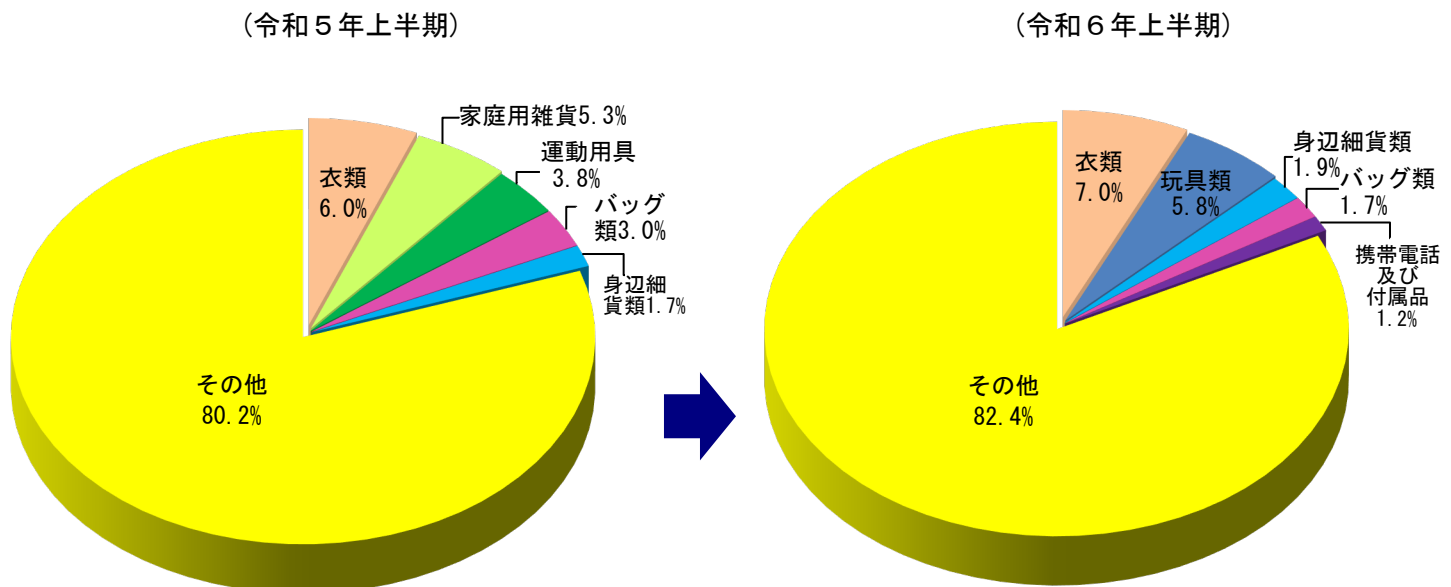
○品目別輸入差止実績

- 輸入差止件数は、衣類が481件（構成比31.9%、前年同期比37.0%増）と最も多く、次いで靴類が251件（同16.6%、同96.1%増）、バッグ類が187件（同12.4%、同6.3%増）でした。
- 輸入差止点数は、衣類が3,800点（構成比7.0%、前年同期比3.0%増）、玩具類が3,138点（同5.8%、同約4.7倍）でした。

品目別輸入差止実績構成比の推移（件数）



品目別輸入差止実績構成比の推移（点数）

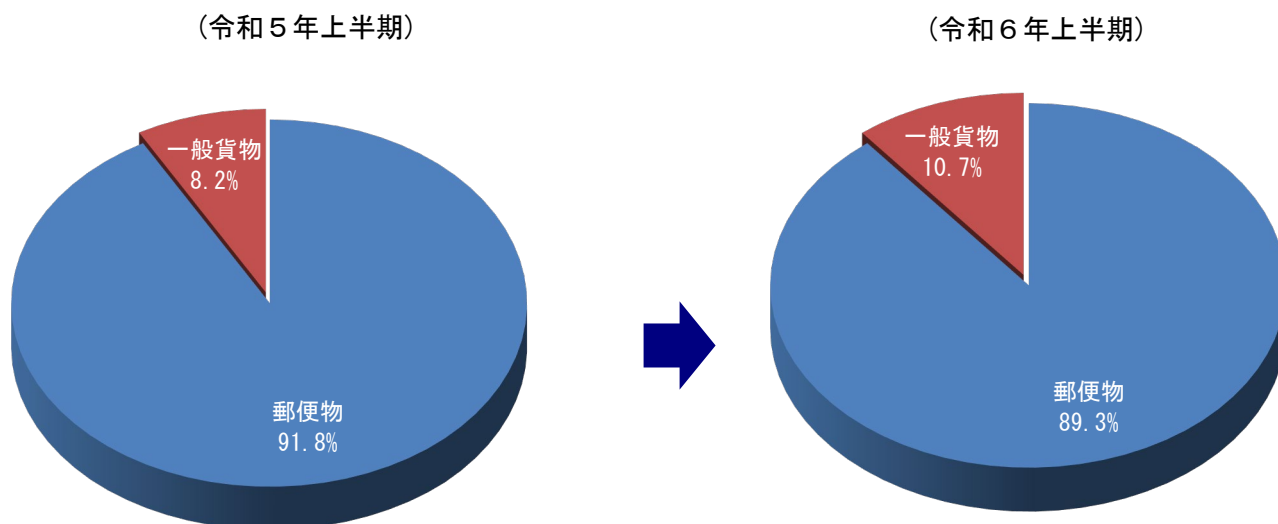


(注) 構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

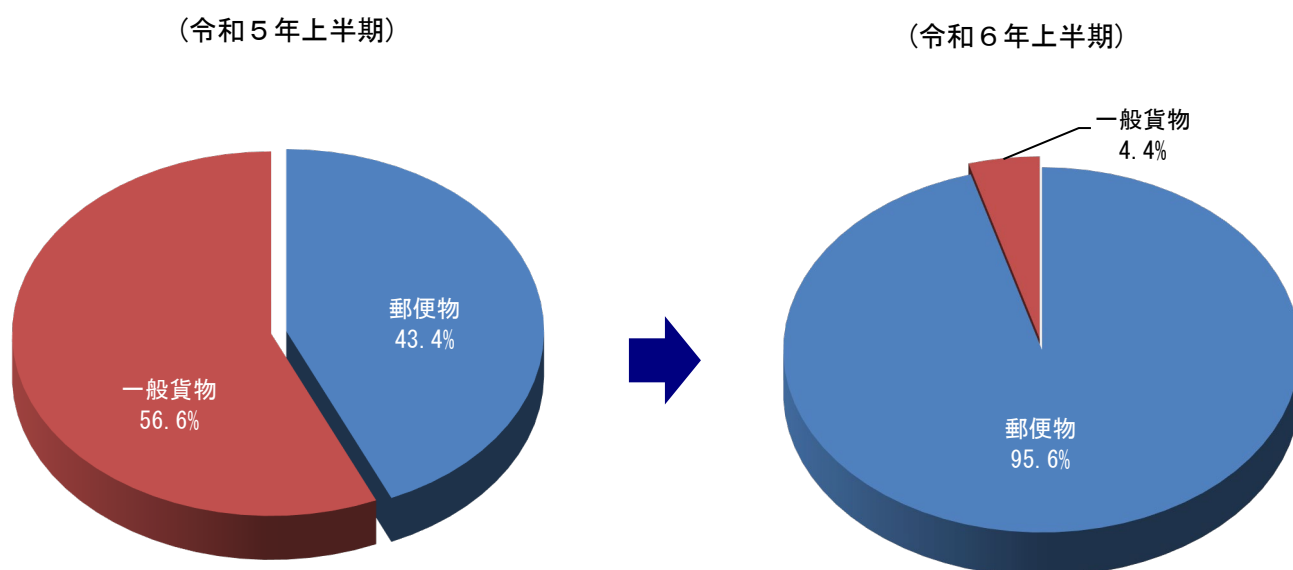
○輸送形態別輸入差止実績

- 輸入差止件数は、郵便物が922件（構成比89.3%、前年同期比30.0%増）で大半を占めており、一般貨物は111件（同10.7%、同76.2%増）でした。
- 輸入差止点数は、郵便物が51,967点（構成比95.6%、前年同期比96.3%増）、一般貨物が2,419点（同4.4%、同93.0%減）でした。

輸送形態別輸入差止実績構成比の推移（件数）



輸送形態別輸入差止実績構成比の推移（点数）



令和6年上半期の名古屋税関における知的財産侵害物品の差止状況（資料）

1. 仕出国（地域）別輸入差止実績（件数）

	令和4年	令和5年	令和4年 上半期	令和5年 上半期	令和6年 上半期	前年 同期比	構成比
中国	775	966	350	486	544	111.9%	52.7%
ベトナム	257	407	147	147	295	200.7%	28.6%
フィリピン	298	80	201	43	50	116.3%	4.8%
韓国	29	85	12	45	39	86.7%	3.8%
タイ	46	26	24	12	25	208.3%	2.4%
米国	1	14	0	8	22	275.0%	2.1%
シンガポール	7	3	5	0	9	全増	0.9%
イタリア	0	7	0	1	9	900.0%	0.9%
インドネシア	15	11	7	7	7	100.0%	0.7%
インド	0	10	0	0	5	全増	0.5%
上記以外の国	53	65	39	23	28	121.7%	2.7%
合計	1,481	1,674	785	772	1,033	133.8%	100.0%

（注1） 本表は仕出国（地域）ベースであり、原産国（地域）を示すものではありません。

（注2） 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

2. 仕出国(地域)別輸入差止実績(点数)

	令和4年	令和5年	令和4年 上半期	令和5年 上半期	令和6年 上半期	前年 同期比	構成比
中国	85,306	86,611	46,308	55,489	47,914	86.3%	88.1%
ベトナム	4,065	6,785	2,099	2,006	2,753	137.2%	5.1%
フィリピン	4,842	946	3,596	662	1,328	200.6%	2.4%
台湾	68	1	14	1	692	692倍	1.3%
香港	199	1,992	9	1,771	564	31.8%	1.0%
タイ	532	1,185	380	163	386	236.8%	0.7%
韓国	2,146	1,716	1,244	785	333	42.4%	0.6%
シンガポール	7,579	149	7,568	0	303	全増	0.6%
米国	7	15	0	9	29	322.2%	0.1%
インドネシア	110	112	43	88	21	23.9%	0.0%
上記以外の国	354	420	299	103	63	61.2%	0.1%
合計	105,208	99,932	61,560	61,077	54,386	89.0%	100.0%

(注1) 本表は仕出国(地域)ベースであり、原産国(地域)を示すものではありません。

(注2) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

3. 知的財産別輸入差止実績

上段：件数

下段：点数

	令和4年	令和5年	令和4年 上半期	令和5年 上半期	令和6年 上半期	前年 同期比	構成比
特許権	49	51	11	25	14	56.0%	1.3%
	2,110	923	361	531	570	107.3%	1.0%
実用新案権	0	0	0	0	0	—	—
	0	0	0	0	0	—	—
意匠権	10	9	3	5	3	60.0%	0.3%
	985	32,185	160	32,178	25	0.1%	0.0%
商標権	1,319	1,448	734	677	881	130.1%	80.5%
	78,437	47,202	56,618	15,078	14,281	94.7%	26.3%
著作権	171	243	75	102	197	193.1%	18.0%
	23,676	19,622	4,421	13,290	39,510	297.3%	72.6%
著作隣接権	0	0	0	0	0	—	—
	0	0	0	0	0	—	—
回路配置利用権	0	0	0	0	0	—	—
	0	0	0	0	0	—	—
育成者権	0	0	0	0	0	—	—
	0	0	0	0	0	—	—
不正競争防止法 違反物品	0	0	0	0	0	—	—
	0	0	0	0	0	—	—
合計	1,481	1,674	785	772	1,095	141.8%	100.0%
	105,208	99,932	61,560	61,077	54,386	89.0%	100.0%

(注1) 1事案で複数の知的財産侵害に当たる場合、件数についてはそれぞれの知的財産に、点数については表中上位の知的財産のみに計上しています。したがって、知的財産ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。なお、構成比は権利ごとの数の合計（のべ数）をもとに算出しています。

(注2) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

4. 品目別輸入差止実績（件数）

	令和4年	令和5年	令和4年 上半期	令和5年 上半期	令和6年 上半期	前年 同期比	構成比
衣類	668	789	377	351	481	137.0%	31.9%
靴類	220	326	126	128	251	196.1%	16.6%
バッグ類	321	337	165	176	187	106.3%	12.4%
身辺細貨類	94	92	54	50	75	150.0%	5.0%
帽子類	117	93	71	48	62	129.2%	4.1%
携帯電話及び付属品	111	100	54	45	60	133.3%	4.0%
自動車付属品	26	31	16	8	45	562.5%	3.0%
玩具類	27	38	15	16	35	218.8%	2.3%
布製品	57	34	26	17	31	182.4%	2.1%
ベルト類	35	34	21	16	29	181.3%	1.9%
キーホルダー類	30	35	21	16	21	131.3%	1.4%
家庭用雑貨	32	37	10	27	20	74.1%	1.3%
文具類	2	18	2	9	17	188.9%	1.1%
紙製品	10	13	6	8	15	187.5%	1.0%
時計類	24	17	19	9	11	122.2%	0.7%
上記以外の品目	265	312	118	151	168	111.3%	11.1%
合計	1,481	1,674	785	772	1,033	133.8%	100.0%

（注1） 1事案で複数の品目を含んだものがある場合、それぞれに計上するため品目ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。なお、構成比は品目ごとの件数の合計（のべ件数）をもとに算出しています。

（注2） 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

5. 品目別輸入差止実績（点数）

	令和4年	令和5年	令和4年 上半期	令和5年 上半期	令和6年 上半期	前年 同期比	構成比
衣類	7,720	9,694	4,800	3,688	3,800	103.0%	7.0%
玩具類	10,598	1,848	10,201	672	3,138	467.0%	5.8%
身辺細貨類	3,325	1,755	1,747	1,017	1,041	102.4%	1.9%
バッグ類	3,161	2,419	1,492	1,845	931	50.5%	1.7%
携帯電話及び付属品	7,409	1,708	2,301	374	645	172.5%	1.2%
靴類	1,057	775	590	329	476	144.7%	0.9%
紙製品	640	834	77	395	436	110.4%	0.8%
アウトドア用品	0	0	0	0	432	全増	0.8%
家庭用雑貨	7,498	4,092	411	3,238	390	12.0%	0.7%
電気製品	1,558	1,071	499	754	324	43.0%	0.6%
自動車付属品	2,919	2,041	2,773	129	278	215.5%	0.5%
帽子類	1,094	433	514	209	277	132.5%	0.5%
布製品	746	498	517	119	257	216.0%	0.5%
CD、DVD類	41	30	41	0	248	全増	0.5%
運動用具	556	2,659	250	2,321	241	10.4%	0.4%
上記以外の品目	56,886	70,075	35,347	45,987	41,472	90.2%	76.3%
合計	105,208	99,932	61,560	61,077	54,386	89.0%	100.0%

（注1）各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

6. 輸送形態別輸入差止実績

上段：件数
下段：点数

	令和4年	令和5年	令和4年 上半期	令和5年 上半期	令和6年 上半期	前年 同期比	構成比
郵便物	1,245	1,523	632	709	922	130.0%	89.3%
	97,423	62,499	56,584	26,480	51,967	196.3%	95.6%
一般貨物	236	151	153	63	111	176.2%	10.7%
	7,785	37,433	4,976	34,597	2,419	7.0%	4.4%
合計	1,481	1,674	785	772	1,033	133.8%	100.0%
	105,208	99,932	61,560	61,077	54,386	89.0%	100.0%

(注1) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

7. 輸出差止実績

上段：件数
下段：点数

	令和3年	令和4年	令和5年	令和5年 上半期	令和6年 上半期	前年 同期比	構成比
自動車 付属品	0	0	2	1	2	200.0%	100.0%
	0	0	2	1	2	200.0%	100.0%

(仕向国：モンゴル、権利：商標権)

税関における知的財産侵害物品の差止め（参考）

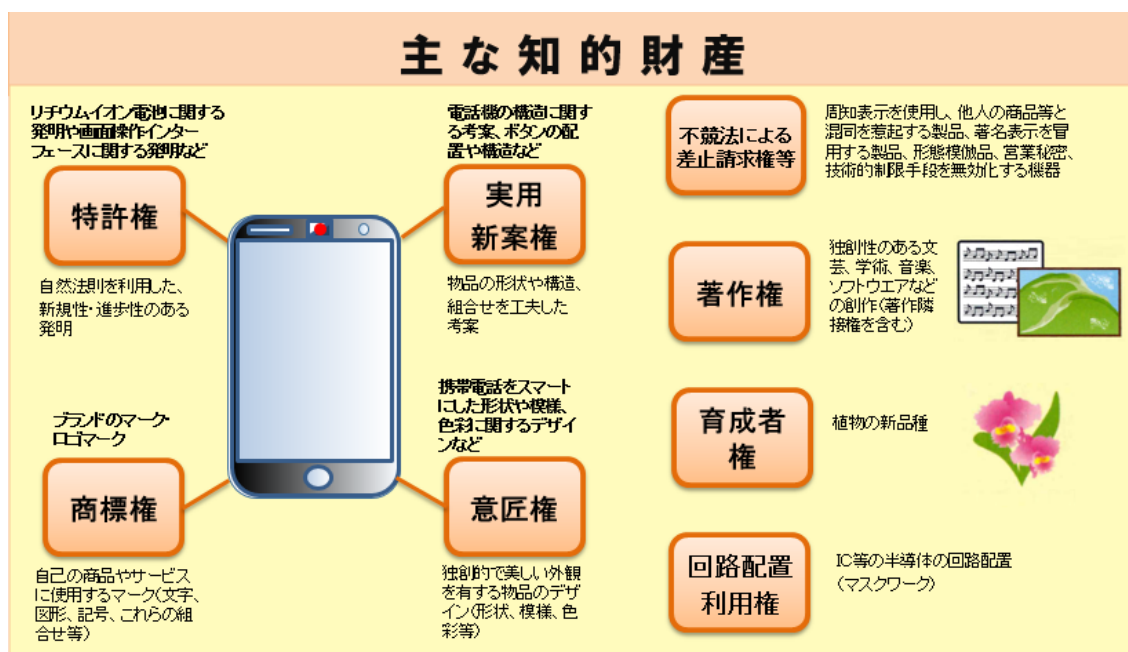
知的財産侵害物品は、権利者が本来得るべき利益を奪い、経済秩序を歪めることにより社会経済の活力を損なうものです。また、国民の安全・安心を脅かすおそれもあります。

知的財産侵害物品については、関税法により、輸出及び輸入してはならない貨物として規定されており、税関では、その水際取締りを強化しています。

税関にて差止対象としている知的財産侵害物品

特許権（発明）、実用新案権（アイデア）、意匠権（形状等のデザイン）、商標権（ブランドのロゴマーク等）、著作権・著作隣接権（映画・音楽等）、※回路配置利用権（回路素子と導線のレイアウト）、育成者権（植物品種）を侵害する物品、不正競争防止法違反物品（技術的制限手段無効化装置等）

※回路配置利用権は輸入のみ



○ 関税法第 69 条の 2 第 1 項

次に掲げる貨物は、輸出してはならない。

- ① 麻薬等の不正薬物
- ② 児童ポルノ
- ③ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、育成者権を侵害する物品
- ④ 不正競争防止法違反物品（技術的制限手段無効化装置等）

○ 関税法第 69 条の 11 第 1 項

次に掲げる貨物は、輸入してはならない。

- ① 麻薬等の不正薬物
- ① の 2 指定薬物
- ② 拳銃、小銃、機関銃等

- ⑨ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権、育成者権を侵害する物品
- ⑨ の 2 意匠権又は商標権で海外事業者を仕出人とする模倣品
- ⑩ 不正競争防止法違反物品（技術的制限手段無効化装置等）

※点線枠内の規定に該当するものを、知的財産侵害物品といたします。



知的財産侵害物品を輸出入すると、
以下の罰則が科されることがあります。

○ 関税法第 108 条の 4 第 2 項、第 109 条第 2 項

知的財産侵害物品を輸出した者、輸入した者は、

10 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金
に処し、又はこれを併科する。